

令和 2年12月22日

園児・児童・生徒の保護者の皆様へ

鳴門市教育委員会 教育長 安田 修

## 新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の判断の変更と 冬季休業中(年末年始を含む)の連絡先について(お知らせ)

### 1. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の判断の変更について

保護者の皆様には、日ごろより学校(園)の教育活動に対し、格別のご理解とご協力を頂き、深く感謝いたします。

さて、12月3日に、文部科学省が新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルを改訂したことを受け、このたび本市における新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の判断を、以下のとおり変更することとします。

ご確認の上、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

#### 【これまで】

**園児・児童・生徒や教職員の感染が確認された時点で、当該校(園)を臨時休業とします。在校(園)時間中に臨時休業を決定した場合、当日は速やかな下校、またはお迎えをお願いすることとなります。**

#### 【これから】

**原則として、学校教育活動を継続する。**

ただし、状況に応じて、これまでと同様に、**即時、当該校(園)の臨時休業を決定する場合もあります**ので、あらかじめご了承ください。

また、**学校(園)内で感染が広がっている可能性が高いと判断した場合**、市教育委員会が、保健所等と協議の上で、**当該校(園)の臨時休業の期間、及び範囲(学校(園)全体、学級単位、学年単位)を決定・変更**します。

(裏面に続きます。)

なお、このことについての、文部科学省の見解は以下のとおりです。

《参考》文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.12.3 Ver.5）」61～62 ページ

(これまでは、)感染者が判明した時点で直ちに臨時休業を行う対応について示していましたが、

- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止対策については、感染が拡大しやすい場面なども分かってきていること
- ・基本的な感染防止対策が十分にとられている環境下では、感染は大きくは広がりにくいという認識の下、(学校以外の)他の社会経済活動では、感染者の発生により直ちに閉鎖や活動停止までは行わないことも多いこと
- ・10代以下では、罹患率が他の年代と比べて低いこと
- ・感染者が発生しても臨時休業を全く行わない事例が増えてきているが、これまで学校関係者に感染者が発生した事例をみると、学校内では感染が広がらなかった事例が大部分であり、逆に大きく広がった事例は限られていること

等の状況を踏まえ、この対応を見直し、臨時休業を直ちに行うのではなく、設置者において、保健所と相談の上、臨時休業の可否を判断することとしました。

## 2. お子様やご家族への感染(疑い)の確認や、PCR 検査を受ける場合の対応について

冬季休業中(年末年始を含む)に、**お子様やご家族等が、「新型コロナウイルスに感染した」「濃厚接触者に特定された」「PCR 検査を受ける(受けた)」**場合は、速やかに学校(園)にご連絡ください。(学校(園)に電話が繋がらない場合は、下記連絡先にご連絡ください。)

**鳴門市第一中学校 088-685-2542**

( 学校(園)に電話が繋がらない場合は、下記にご連絡ください。 )

**鳴門市 教育委員会 学校教育課 088-686-8802**

**または**

**「市相談窓口」夜間・休日連絡先(鳴門市役所 代表電話) 088-684-1111**

【問い合わせ先】 鳴門市 教育委員会 学校教育課  
TEL:088-686-8802